

お知らせ

平成29年分所得の申告受付

問税務課 ㊟(57) 4122

2月16日(金)から3月15日(木)の間、役場新館2階大会議室において、平成29年分所得の申告受付をいたします。今年も地区ごとの日程はございません。申告の必要がある方はご準備ください。
詳細につきましては、広報のぎ2月号でお知らせいたします。

確定申告は正しくお早めに

問栃木税務署

㊟0282(22)0885

所得税及び復興特別所得税

2月16日(金)～3月15日(木)

贈与税

2月1日(木)～3月15日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税

～4月2日(月)

税務署の閉庁日(土・日曜日・

祝日)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

※還付申告の方は、2月15日(木)以前でも申告書を提出す

ることができません。

◆申告書・決算書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付・e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

◆栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び申告書の受付を次のとおり行います。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	栃木商工会議所大ホール (栃木市片柳町2丁目1番46号)	
開設期間	2月16日(金)～3月15日(木)	2月16日(金)～3月12日(月)
受付時間	9時～16時	9時～16時

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

※土・日曜日は開設しておりません。

※開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。

※栃木商工会議所への直接のお問合わせはご遠慮ください。

※申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

◆税理士による確定申告無料相談について

各税理士事務所において所得税の確定申告に関する相談を無料で行います。税理士会栃木支部へ事前にお電話でお申し込みください。

相談日 2月7日(水)

※相談内容によっては料金がかかることもありますので、お申し込みの際に税理士事務所にご確認ください。

◆社会保障番号(マイナンバー)制度の導入について

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

マイナンバー(12桁)の記載が必要ですよ!

本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です!

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)

+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など(身元確認)
※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

お知らせ

◆医療費控除に関する明細書の提出義務化について

【医療費控除を適用される方へ】
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます（例・おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

◆セルフメディケーション税制について

【セルフメディケーション税制】
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医

療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出及び②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出又は提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によつて処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

◆公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

【公的年金等を受給されている方へ】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件と

なっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

◆復興特別所得税

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】
確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特

別所得税が併せて徴収されます。

◆還付金の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号を正確に書いてください。
なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

◆贈与税の申告と納税について

平成29年分の贈与税の申告と納税は、2月1日（木）から3月15日（木）までです。

納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができないときは、申請により担保を提供して5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税がかかります。

◆個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税について

平成29年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納付期限は、4月2日（月）です（振替納税をご利用の方は4月25日（水）が振替日です）。